公立大学法人福井県立大学教員採用選考規程

平成２０年１２月２２日
公立大学法人福井県立大学規程第３号

（趣旨）

第１条　この規程は、公立大学法人福井県立大学の教授、准教授、講師、助教および助手（以下「教員」という。）の採用の選考（以下「選考」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（選考の方法）

第２条　教員の選考は、大学設置基準（昭和３１年文部省令第２８号）に規定する資格を有し、かつ、人格、学識、学会および社会における活動、健康等が本学の教員として適すると認められる者のうちから、学長が行う。

（採用等の申出）

第３条　学部長、情報センター長、国際センター長、地域連携センター長、共通教育センター長または地域経済研究所長（以下「学部長等」という。）は、教員の採用の必要が生じたときは、学長に採用の申出をすることができる。

２　学長は、前項の申出を受けたときは、速やかに理事長に報告しなければならない。

（採用の方針）

第４条　理事長は、前条第２項の規定による報告を踏まえ、学長と協議の上、採用の方針を決定する。

２　理事長は、前項の方針を決定しようとするときは、必要に応じて経営審議会に付議するものとする。

３　理事長は、第１項の方針を決定したときは、学長を経由して、当該学部長等にその内容を通知しなければならない。

（選考の申出）

第５条　学部長等は、前条第３項の規定により通知された方針に基づき、学長に選考の申出をすることができる。

（教員選考委員会）

第６条　学長は、前条の申出を受けたときは、候補者の審査を行うため、選考の案件ごとに、教員選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

（１）選考をしようとする当該教員（以下この条において「当該教員」という。）が所属する学部、情報センター、国際センター、地域連携センター、共通教育センターまたは地域経済研究所の長

（２）経済学部、生物資源学部、海洋生物資源学部および看護福祉学部の場合にあっては、当該教員が所属する学科の教員の中から学長が指名する者３人および当該教員が所属する学部における当該教員が所属する学科以外の学科の教員の中から学長が指名する者１人

（３）恐竜学部の場合にあっては、当該教員が所属する学部の教員の中から学長が指名する者４人

（４）情報センター、国際センター、地域連携センターおよび共通教育センターの場合にあっては、本学の教員の中から学長が指名する者４人

（５）地域経済研究所の場合にあっては、地域経済研究所の教員の中から学長が指名する者３人（専任教員１人以上を含む。）および産業、学術または行政の分野において地域経済に関する識見を有する本学の職員以外の者で、学長が指名する者　１人

（６）その他学長が必要と認める教員２人以内

３　学長は、前項第２号から第６号までに掲げる委員を指名するときは、学部長等の推薦を求めるものとする。

（外部選考委員）

第７条　学長は、必要があると認めるときは、本学の職員以外の学識経験者のうちから２名以内を、

外部選考委員として指名することができる。

（会議）

第８条　委員会に委員長を置き、学部、情報センター国際センター、地域連携センター、共通教育センターまたは地域経済研究所の長をもって充てる。

２　委員会の会議は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

３　委員会は、委員の３分の２以上の出席がなければ開くことができない。

４　委員会の議事は、出席者の３分の２以上の賛成を必要とする。

５　委員会の会議は、公開しない。

（採用の公募）

第９条　採用は、原則として公募により行う。

（候補者の審査）

第１０条　委員会は、次の選考資料を作成し、候補者の審査を行う。

（１）採用候補者調書（様式第１号）

（２）教育研究および社会貢献に関する業績書

（３）その他必要と認められる書類

２　委員会は、学長が第７条の外部選考委員を指名したときは、その意見を聴くものとする。

３　委員会は、候補者の審査を終了したときは、採用候補者審査報告書（様式第２号）を作成する。

４　委員会は、前項の採用候補者審査報告書に第１項各号の書類を添えて、候補者の審査の結果を学長に報告するものとする。

（選考）

第１１条　学長は、前条第４項の規定による報告を踏まえ、教員を選考する。

２　学長は、前項の規定により教員を選考したときは、教員の採用を理事長に申し出る。

３　学長は、第１項の規定により教員を選考しようとするときは、あらかじめ教育研究審議会に付議するものとする。

（適用除外）

第１２条　この規程は、学部その他組織の新設に伴う教員採用の選考手続については適用しない。

（委任）

第１３条　この規程に定めるもののほか、教員の選考に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

附　則

この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、公布の日から施行し、元号を改める政令（平成３１年政令第１４３号）の施行の日から適用する。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年９月１６日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。